



# 焼却施設解体工事に係る事前調査業務のご案内

## 1. 業務案内

2002年12月のダイオキシン類対策特別措置法の規制強化に伴い、休止又は廃止となった焼却施設の撤去が迫られています。これらの施設を解体・撤去するには、環境を汚染しない手法で処分しなければなりません。この業務は、「焼却施設解体工事」を発注するうえで、事前の調査により解体条件を明確にして発注することで、適正な工事費・解体工法を導き出す業務です。

## 2. 業務の実施内容

解体工事に係る事前調査業務は、施設の状況、跡地利用計画により、策定する業務が異なりますが、主に以下の内容についてコンサルティングを実施します。

### ① 財産処分申請書の作成

国庫補助事業として建設された施設の解体には、「廃棄物処理施設財産処分申請書」を環境省に申請し許可が必要となります。この申請に手続きについては、必要書類の作成と申請協議の支援を行います。

### ② 事前調査（施設の汚染状況、周辺土壌調査）

事前の調査・分析により、解体施設の汚染状況を把握します。サンプリング箇所の適切な選定と分析結果から、より経済的な解体工事の計画を行うことができます。

### ③ 発注仕様書の作成

事前調査結果から、現場状況を明確にした上で見積徴収し、事業費の予算化を行います。見積徴収により、技術評価を同時に行い、当該施設に応じた発注仕様書を作成します。

### ④ 跡地利用計画の策定

施設の解体には、その他施設への転用等の有効活用を含めて、検討を行う必要があります。跡地利用計画を明確にして、より有効な土地活用を策定します。

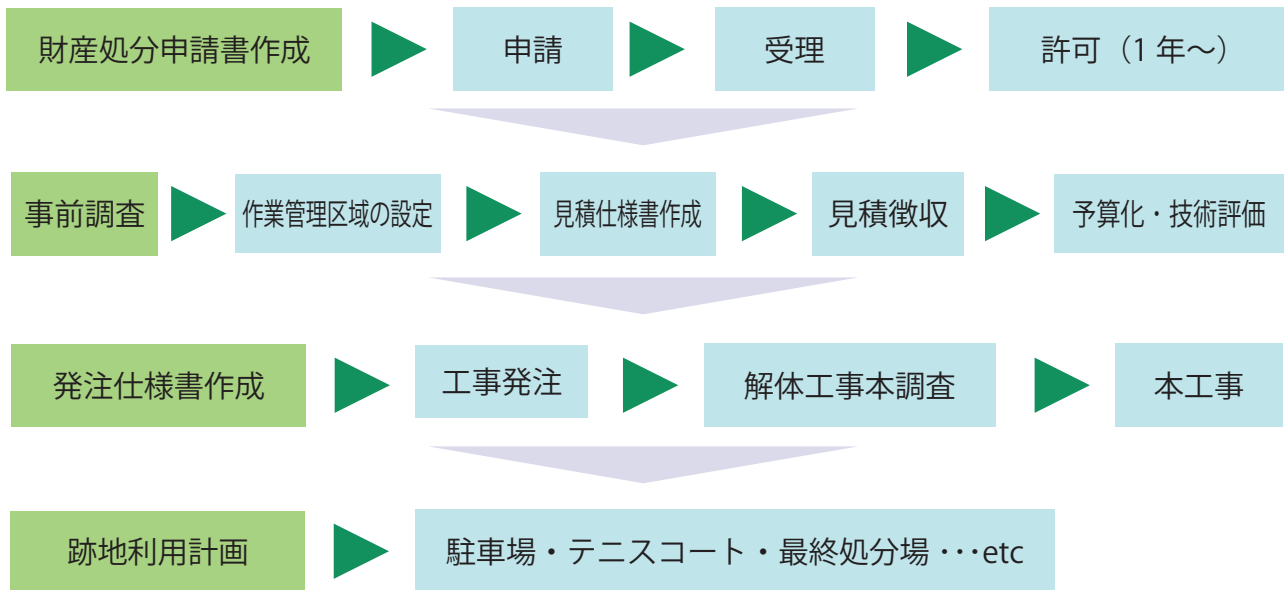
## 3. 財産処分申請書の作成

財産処分申請書には、下記の書類が必要となります。

- ① 施設平面図及びフローシート
  - ② 実績報告書  
年度別事業計画清算書
  - ③ 耐用年数調書
  - ④ 評価額・解体工事費対比表
  - ⑤ 評価額証明書
  - ⑥ 機能検査報告書等
  - ⑦ 現場写真
  - ⑧ その他資料
- |            |            |
|------------|------------|
| 収支清算書      | 事業竣工報告書    |
| 補助金交付決定通知書 | 補助金交付確定通知書 |

## 4. 全体スケジュール

焼却施設の解体業務は、以下のフローに従い実施します。



### ○解体・撤去・全体スケジュール（案）ケース1

- ・財産処分申請を早急に作成し提出します。
- ・認可までの不確定期間(1年～1年半)が、長引く場合を想定できるスケジュールを組みます。
- ・申請期間を利用して、その間に、事前調査～発注仕様書作成に至るまでの作業を行います。
- ・認可が下りた時点で、早速、発注が実施できるまでの準備を行います。

以下の発注にて対応が可能となります。

- ・〇〇年度 対象業務 財産処分申請業務
- ・〇〇年度 対象業務 事前調査、発注仕様書作成業務

### ○解体・撤去・全体スケジュール（案）ケース2

- ・事前調査を早急を実施し、作業管理区域の設定を行います。
- ・これにより、解体工事費の見積を 徴集し、解体工事費の積算を行います。
- ・財産処分申請書には、積算精度の高い解体工事費を採用して、書類の作成を行います。

## お問い合わせ先



### 大日コンサルタント株式会社

本 社	〒 500-8384	岐阜市藪田南 3-1-21	Tel 058-271-2501	Fax 058-274-5325
	技術担当部署	コンサルタント事業部 環境・水工部	Tel 058-271-2506	Fax 058-276-6417
東京支社	〒 113-0021	東京都文京区本駒込 2-29-24	Tel 03-3943-7221	Fax 03-3943-7291
名古屋支社	〒 453-0015	名古屋市中村区椿町 17-16	Tel 052-452-3061	Fax 052-452-3087
高山支社	〒 506-0825	高山市石浦町 2-119	Tel 0577-33-4610	Fax 0577-33-4449
大阪支社	〒 532-0011	大阪市淀川区西中島 5-12-8	Tel 06-6838-1355	Fax 06-6838-1356